

◎学校教育法の一部を改正する法律案新旧対照表

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十八条 第三十七条第六項、第八項及び第十二項から第十七項まで、<u>第四十二条、第四十三条並びに第四十四条の規定は、幼稚園に準用する。</u></p> <p>第四十二条の二 小学校は、当該小学校において児童が守るべき学習上若しくは生活上の規律とする事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、児童及びその保護者が意見を表明する機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その表明された意見を考慮するよう努めなければならない。</p> <p>② 小学校は、その定める前項の規律とする事項についてその内容の適正性の確保に資するよう、当該規律とする事項に関する情報を公表するよう努めなければならない。</p> <p>第三百三十四条〔略〕</p> <p>② 第四条第一項前段、第五条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条第一項、第十四条、<u>第四十二条、第四十三条及び第四十四条の規定は、各種学校に準用する。</u>この場合において、<u>第四条第一項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは</u></p>	<p>第二十八条 第三十七条第六項、第八項及び第十二項から第十七項まで並びに<u>第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>第三百三十四条〔略〕</p> <p>② 第四条第一項前段、第五条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条第一項、第十四条及び<u>第四十二条から第四十四条までの規定は、各種学校に準用する。</u>この場合において、<u>第四条第一項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の</u></p>

「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条第一項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

③

〔略〕

設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条第一項中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

③

〔略〕